

第四次浦添市総合計画

第 1 回 まちづくり市民会議

1 まちづくり市民会議の目的

浦添市では、現在、「第三次浦添市総合計画・後期基本計画」に基づき、「太陽とみどりにあふれた 国際性ゆたかな文化都市」をまちづくりの目標（将来像）を掲げ、様々な施策・事業に取り組んでいます。その計画は平成 22 年度に終了します。

そのため、浦添市では、平成 23 年度からの市政を円滑にスタートさせるため、『浦添市第 4 次総合計画』基本構想及び前期基本計画の策定にむけて、平成 20 年度から調査・検討を行っており、その計画の策定に際しては、市民と協働で計画案づくりを行っていくものとし、市民及び市職員参加で構成する「まちづくり市民会議」を設けました。

「まちづくり市民会議」は、市が策定する次期総合計画に対して、市民のみなさんの暮らしの目線から、浦添市のこれからのまちづくりのあり方について、積極的に議論していただき、最終的には計画案（提言）としてとりまとめることが目的です。

浦添市のこれからのまちづくりのあり方について（例）

- 活かしたい・育てたい浦添市の魅力、改善した問題・課題
- 新しいまちづくりの視点・アイデア（具体的な取り組み）
- 重点を置くべきまちづくりの取り組みや主体性の明確化
- まちづくの方向（望ましいまちの姿・将来像、暮らし方）

など

2 まちづくり市民会議の進め方

まちづくり市民会議では、以下のような段階的な取り組みを通して、総合計画素案の作成を行うことをねらいとしています。

①総合計画の理解、まちづくり市民会議の設置目的・役割の理解（Step1：見つめる・学ぶ）

- ・まちづくりの羅針盤である総合計画とはどういったものなのか
- ・第 3 次浦添市総合計画ではどの様な位置づけがされ、この間どういったまちづくりが進められてきたのか 等の学習

②生活課題と特徴の抽出（Step2：話し合う）

- ・生活創造、教育文化、健康福祉、快適都市、計画推進といった分野（部会）ごとに分かれて、浦添市ではどういった課題・改善したい点または良い点・特徴があるのかを話し合います。

③まちづくりの方向の検討（Step3：方向性を考える）

- ・議論を通し、浦添市がめざす今後のまちづくりの方向性を検討します。（課題の解決に向けて、どういったことに力を入れていくべきか 等）

④基本構想・基本計画案作成の協働作業（Step4：具体的な取り組みを考える）

- ・分野（部会）ごとで、市民と市職員の協働作業により、浦添市がめざす今後のまちづくりを実現するため、具体的な施策（方法）を検討します。

⑤基本構想・基本計画案の検討（Step5：まとめる）

- ・各部会で、Step1～4 の内容を踏まえ、整理した事務局案をたたき台として、総合計画の素案の内容を検討します。

といあえず参加してみたけれど…

総合計画って、…何？

総合計画とは

- 浦添市が未来に向かってまちづくりを進めていくための羅針盤となる最上位計画です。浦添市では、これまで3次にわたって計画を策定しており、現在は、「第三次浦添市総合計画」（計画期間：平成13～22年度）に基づいて、市政運営を進めています。
- まちづくりを総合的・計画的に進めるため、中長期（10～15年）の将来展望、そして沖縄本島中南部・沖縄県全体、国内外等の広い視点を持ちながら、浦添市のまちづくりのあり方を決めていく計画です。
- 行政だけでなく、“住民（住んでいる人、働いている人等）と行政とが一体となって進めていくまちづくりのあり方”を決める計画です。

法律では

総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき定められる計画です。

つまり、“市町村は、地域づくりの最上位目標となる「基本構想」を位置づけ、それを柱にした地域づくりを進めてください”ということが法律で決められている（法定計画という）のです。

■地方自治法第2条第4項

市市村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

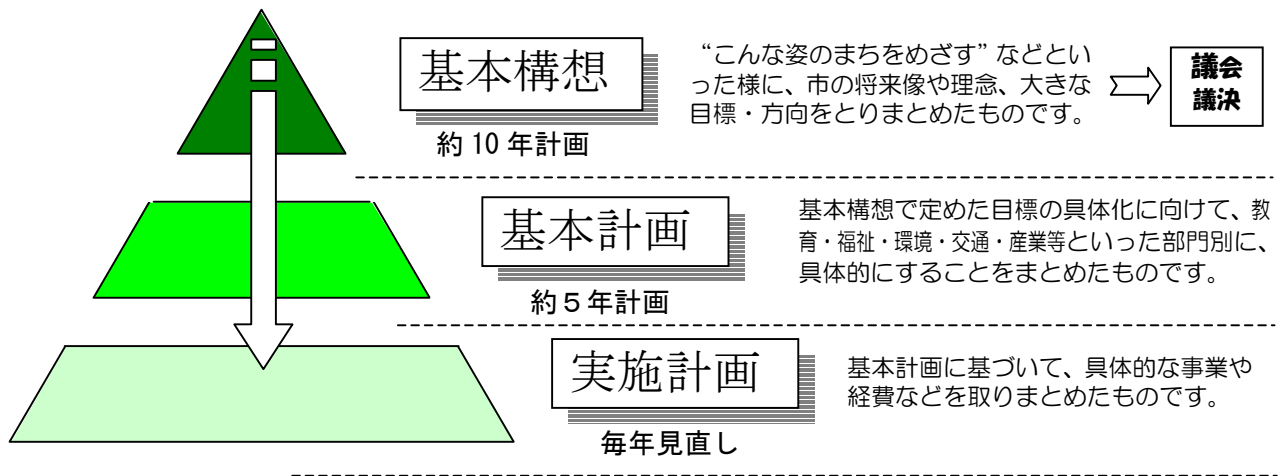
つまり総合計画とは

わたしたちが普段の暮らしの中にかかわる「住んでいる地域の環境や交通」、「健やかで安心に暮らすための健康・福祉」、「自分らしく成長していくための学習機会や教育、文化」、「地域が元気になるための産業やコミュニティ」など、すべての分野を総合的・計画的に進めていくための最上位計画です。

つまり、総合計画は、自らの意思で自らのまちづくりを行う地方自治の原点であり、主体的なまちづくりをしていくための行動指針となるものです。

4 総合計画の構成

総合計画の構成は以下の通りとなっています。



《参考：第三次浦添市総合計画の構成》

14 ページの別紙「第三次浦添市総合計画・後期基本計画の全体フレーム」(A3 用紙)参照ください。

《参考：第三次浦添市総合計画の施策展開例》

PART II 未来へはばたく交流文化都市～いきいきと輝く暮らし～

1 節 豊かな心育む生涯学習社会づくり

1) まちづくり生涯学習の推進

- 「地域に根ざした学習活動を展開するために、地域人材の発掘とリーダーの養成を積極的に推進し、市民大学の開学を目指します。

⇒ 平成 20 年 10 月開学

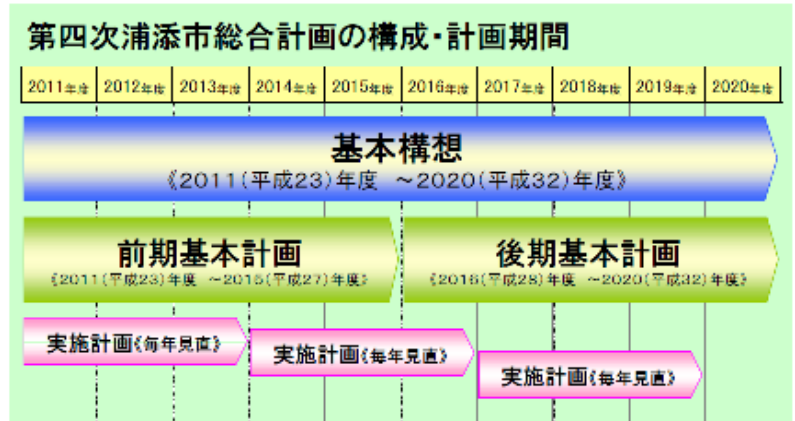
《平成 21 年 5 月第 1 回入学式》



1. 第四次総合計画の構成と計画期間

『第四次浦添市総合計画』の策定にあたっては、中長期のまちづくりのビジョン(目指すべき将来都市像・理念等)を示す「基本構想」(平成23年度を初年度として平成32年度までの10年間)と、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める「基本計画」のうち、「前期基本計画」(平成23~27年度)で構成していくこととなります。

なお、実施計画は、基本計画に基づき、年度ごとの事業等を決めていくものであるため、見直しを重ねながら行政内部でつくっていくこととなります。



2. 第四次総合計画策定の基本方針

第四次浦添市総合計画の策定にあたっては、次の主な基本姿勢をもって計画づくりに取り組みます。

(1) 地域の個性を生かす

温暖な亜熱帯海洋性気候の自然環境特性との調和を図り、琉球王都より継承する古い歴史・文化の環境特性及び社会経済的諸条件を生かした個性ある計画とします。

(2) 総合性の確保と上位計画等との整合性

まちづくりというトータルな取り組みの中で、施策相互の関連性、有機的な連携に配慮し、各分野の施策が一体となって総合的に行政効果が発揮できる計画の策定を目指します。

また、市の将来を考えるうえで、国、県、広域行政圏計画等との整合性に配慮した計画とします。

(3) 市民と行政が連携・協力したまちづくり

多様化・高度化する市民ニーズに的確に応え、市民満足度の高い計画とするため、市民(住民・企業・NPOなど)と行政が連携・協力し、まちづくりに取り組みます。

(4) 職員参加の促進

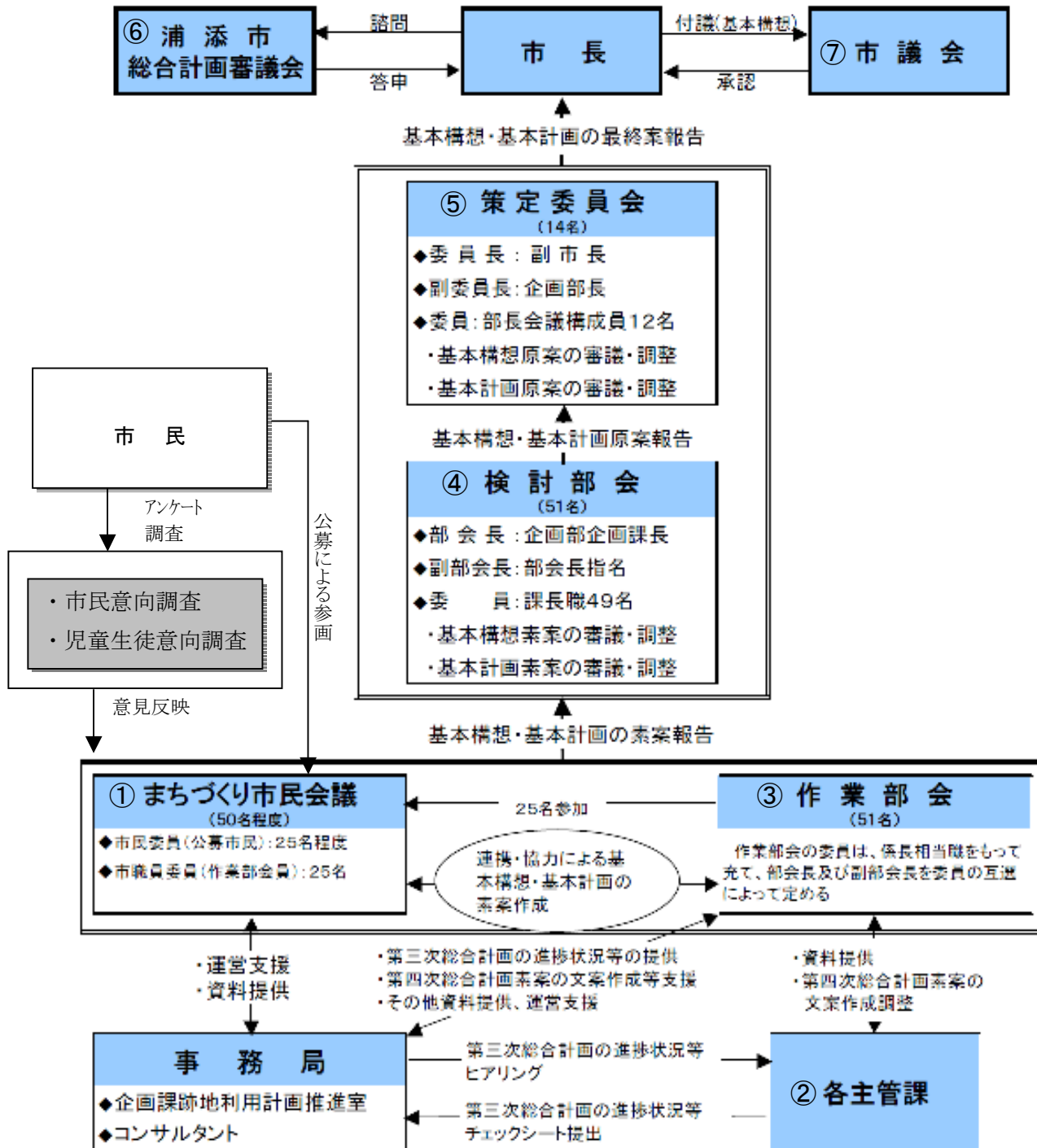
今後の市役所を担う職員が、それぞれの担当領域を創意工夫して計画することはもとより、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」を学び、考え、議論する絶好の機会と捉え、職員参加の促進を図り、全庁体制での計画づくりに取り組みます。

(5) 実効性の確保

厳しい財政環境の認識の下、財政健全化に向けた基本方針を維持しつつ、効果的で効率的な施策展開が可能な計画の策定を目指します。

(6) 達成目標を明示した計画

まちづくりの目標を市民にできるだけわかりやすく示し、政策・施策の目標などを明示する計画の策定を目指します。



参考：総合計画（基本構想・基本計画）策定に関わる構成組織の役割

策定組織名及び委員構成		目的・役割
①まちづくり 市民会議	市民 及び 行政 (市民委員：25 名程度/ 市職員委員 25 名/計 50 名程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画について学びます。 ・5つの部会に分かれて、浦添市の課題や特徴などを整理する。 生活創造部会 教育文化部会 福祉保健部会 快適環境部会 計画推進部会 ・浦添市の課題や特徴を踏まえて、各部会で浦添市の目指すまちづくりの方向性を検討する。 ・各部会で、浦添市の目指すまちづくりの具体的な施策を検討する。 ・まちづくり市民会議と最終調整し、基本構想素案及び前期基本計画素案の策定し、検討部会へ提出する。
②各主管課	行政 (市職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次総合計画後期計画の検証・評価を行う。 ・作業部会と連携して第四次総合計画前期計画の文案を作成する
③作業部会	行政 (所管課の課長職が指名する 係長相当職 51 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会委員のうち25名は、市職員委員として「まちづくり市民会議」へ参加し、基本構想素案及び前期基本計画素案の策定に向けた作業を行う。 ・各主管課が作成した「第三次総合計画後期基本計画」の検証・評価シートや市民会議で検討された素案等を基に、「第四次総合計画前期基本計画」の文案を作成する。 ・まちづくり市民会議と最終調整し、基本構想素案及び前期基本計画素案の策定し、検討部会へ提出する。
④検討部会	行政 (企画部企画課等の各課長 49 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会から提出された基本構想素案及び前期基本計画素案について審議・調整し、原案の策定を行う。 ・策定した原案を策定委員会へ提出する。
⑤策定委員会	行政 (副市長、企画部長等の各 部長 12 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会から提出された基本構想原案及び前期基本計画原案について審議・調整し、最終案の策定を行う。
⑥総合計画 審議会	学識経験者、市議会議員、 市職員、公共団体等の代表 等	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の諮問を受けて「総合計画案」について審議し、市長に答申する。
⑦市議会	浦添市議員	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が提案する「総合計画案」を検討し、了承後、採択する。

7 まちづくり市民会議の運営方法

まちづくり市民会議の運営組織体制

まちづくり市民会議を円滑に運営していくために、参加者の中から代表（会長）やグループリーダー（部会長）などを選出したいと考えています。各人の役割は以下の通りです。

【まちづくり市民会議の運営組織体制と役割】

代表（議長）	1名 （市民）	・全体会議の進行 ※部会長から1名選出
副代表（副議長）	1名 （市民）	・全体会議の進行補佐 ※部会長から1名選出
部会長	各1名 （市民）	・各部会の進行 ※各部会の構成員から選出
副部会長	各1名 （市職員）	・各部会の進行補佐 ※各部会の構成員から選出
書記	各2名	・毎回の会議内容を記録（各部会） ※事務局が準備する記録フレームに、日時、場所、参加者、主な論点、主な確認事項、主な提案・意見等を記録。 （次回の会議に間に合うように清書して事務局に提出） ※参加できない回があっても大丈夫な様に2名で分担 ※各部会の構成員から2名選出
構成員		・各部会での意見交換に参加 ・必要に応じ、討議に必要な資料収集、宿題等への対応 ・基本構想・基本計画の原案作成サポート（市職員委員）
サポーター		
企画課（跡地利 用計画推進室） コンサルタント		・必要な資料の準備、調整 ・円滑な運営のためのサポート ・市民会議の意見を元に基本構想・基本計画の原案作成

今日は、この方たちを選出する予定

【記入例】

第四次浦添市総合計画 第3回 まちづくり市民会議		「生活創造部会」	記録者：浦添 太郎
日時	2009年8月6日(木) 19:50~20:50		
場所	浦添市役所 9階 講堂		
参加者	<input checked="" type="checkbox"/> Aさん <input type="checkbox"/> Bさん <input checked="" type="checkbox"/> Cさん <input checked="" type="checkbox"/> Dさん <input checked="" type="checkbox"/> Eさん <input checked="" type="checkbox"/> Fさん <input checked="" type="checkbox"/> Gさん <input checked="" type="checkbox"/> Hさん <input checked="" type="checkbox"/> 浦添 太郎 <input checked="" type="checkbox"/> Jさん <input type="checkbox"/> Kさん <input type="checkbox"/> Lさん (サポーター： Mさん、Nさん)		
話し合いの主な内容			
【今日のグループ会議の検討テーマ】 ・「生活課題」と「特徴」の検討 (K J法による意見抽出)			
		グループ会議の検討テーマを記入します	その検討テーマに対して、話し合った結果の主な確認事項(各委員の役割分担等)を記入します
【主な確認事項】 ・今日の検討テーマについて、1.道路・交通、2.上水道・下水道、3.産業(商業・工業・観光産業など)、4.雇用、5.港湾整備・西海岸開発、6.米軍基地跡地利用、7.情報通信 の7つに分類(検討テーマの領域)を確認した。 ・平成20年度の基礎調査報告書の(主要施策の点検・評価)について、これまでの取組みについて確認した。 ・「生活課題」と「特徴」の検討で、2.上水道・下水道、6.米軍基地跡地利用、7.情報通信のテーマ領域についての意見が上がらなかったため、次回までの宿題(各委員持ち帰り)とした。 ・〇〇については、あまり周知されていないため、〇〇のパンフレットを次回、〇〇委員と□□委員が××へ確認し、準備することになった。 ・次回の会議は、平成21年8月〇日(〇)午後7~9時/市役所9階 講堂			
		部会で話し合った主な提案や意見を記入してください	
【主な提案・意見等】 ・1.道路・交通、3.産業(商業・工業・観光産業など)、4.雇用、5.港湾整備・西海岸開発について、各部会員の日常生活において感じている「生活課題」と「特徴」を上げ、K J法による意見抽出を行った。 ・1.道路・交通についての意見が最も多く、国道〇号や県道〇号等の交通渋滞や〇〇などの問題等の意見が出された。一方で、近い将来としての特徴としては、交通利便性の向上につながる沖縄都市モノレールの整備があげられた。 ・産業については、特に商業に関する意見が多く、なかでも近年の特徴としては、大型商業店舗の進出などがあげられた。しかし、参加者のほとんどは、既存商店街(屋父祖大通り等)の活性化については、課題としての意見であった。			

8 まちづくり市民会議の構成

まちづくり市民会議の構成員

- 公募市民（＝市民委員） 25名程度
- 市職員（＝市職員委員） 25名程度
- サポーター（事務局・コンサルタント）

まちづくり市民会議の分野別部会

まちづくり市民会議では、分野ごとに下表の5部会を設置して、議論を行います。また、全体に関わる大きな内容については全体会議を設け、皆で検討していきます。

部会名	分野（テーマ領域）
生活創造部会	1) 都市基盤整備に関すること 2) 産業振興に関すること 3) 港湾整備・西海岸開発に関すること 4) 米軍基地跡地利用に関すること 5) その他、豊かな魅力ある暮らしづくりに関すること
教育文化部会	1) 学校教育に関すること 2) 生涯学習に関すること 3) 文化振興に関すること 4) 国際交流に関すること 5) その他、いきいきと輝く暮らしづくりに関すること
健康福祉部会	1) 地域福祉に関すること 2) 子育て支援に関すること 3) 障がい者福祉に関すること 4) 高齢者福祉に関すること 5) その他、安心して健やかな暮らしづくりに関すること
快適環境部会	1) 地域防災に関すること 2) 防犯・交通安全に関すること 3) 環境保全に関すること 4) 都市景観に関すること 5) その他、安全で快適な暮らしづくりに関すること
計画推進部会	1) 住民自治に関すること 2) 計画的・効率的なまち経営に関すること 3) 地方分権・広域連携に関すること 4) 男女共同参画に関すること 5) その他、分権社会型社会の実現に関すること

まちづくり市民会議の運営のルール

まちづくり市民会議は、多くの委員で構成されます。そのため、委員のみなさんが公平にそれぞれの意見を述べたり、活発な意見交換により、良い成果を導くためには、会議への参加や発言に関して、一定のルールを定め円滑に会議を運営することが重要となります。

以下は、全国で行われている市民会議の一般的なルールとして妥当と思われる事項を例示しました。このルールを参考としていただき、『まちづくり市民会議の運営ルール』を検討し、必要に応じて、改善を加えながら、円滑に会議運営をしていただきたいと思います。

一般的な市民会議運営のルール(例示)

1. 基本ルール

- ① 会議は、すべての参加者の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- ② 会議の開始・終了時間を守る。
- ③ 会議において政治・宗教・営利活動は行わない。
- ④ 特定の地域や団体の個別利益を優先した立場に陥らない。
- ⑤ 特定の個人や団体等の誹謗・中傷となるような行動(発言等)は行わない。

2. 発言のルール

- ⑥ 進行役(各部会長等)の説明を聞きながら、参加者全員が発言(意見)を出し合う。
- ⑦ 市の望ましい将来を考え、市民全体の視点を念頭においた発言・意見に努める。
- ⑧ できるだけ多くの参加者が公平に発言できるよう、発言時間を守り、わかりやすく・簡潔に発言する。

3. 合意形成のルール

- ⑨ 参加者それぞれの発言・意見をよく聞き、お互いの意見を尊重しあう。
- ⑩ むやみに他の発言・意見を否定することは避ける。
- ⑪ 異なる意見がある場合は、問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成をめざす。
- ⑫ いったん合意・確認した内容は、尊重して話し合いを進める。

今日は、各部会に分かれて、左の例示(たたき台)を検討します